

## 令和6年1月農業委員会定例会議事録

日時	令和6年1月19日（金）午後1時30分～午後2時20分
場所	さぬき市役所附属棟多目的室  議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について（会長提出議案第1～8号）
日程第3	非農地証明願いについて（会長提出議案第9～13号）
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について（会長提出議案第14～15号）
日程第5	農地法第5条に基づく承継を伴う事業計画変更の申請審議について （会長提出議案第16号）
日程第6	農地法第5条に基づく申請審議について（会長提出議案第17～19号）
日程第7	農用地利用集積計画の審議について（会長提出議案第20号）
日程第8	その他
出席委員	1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 林 文夫 9 藤井 修 10 檜村浩二 11 十川隆行 12 寒川孝志 14 長田禎二 15 細川和美 16 岩澤佳宣(会長職務代理者) 17 芳竹和政 (会長)
欠席委員	15 戸田修治
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査
農地機構	西湊健一農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし

事務局

ご案内の時刻が参りましたので、ただいまより令和6年1月農業委員会定例会を開催したと思います。進行につきましては、芳竹会長のほうでよろしくお願ひします。

議長（会長）

皆さん、こんにちは。今年ももう19日、お正月明け19日になりました。今年も1年、また皆さん、よろしくお願ひ致します。

テレビ、新聞などで報道されていますが、年明けて早々に石川県能登半島沖地震、大規模な地震が発生しまして、多くの被害が及んでいるところでございます。被災された皆さんに対し心からお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方々には心から哀悼の意を表したいと思ひます。

さて、農業情勢ですが、長引くロシアのウクライナへの軍事侵攻や中東地域での新たな軍事衝突により、国際的に小麦をはじめとした食糧の安全保障が脅かされております。また、石油や天然ガスの輸出制限は燃料や肥料、飼料、資材価格の高騰に直結し、ただでさえ厳しい農業経営をますます圧迫しておるところでございます。

一方、国内では、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、地域計画や目標地区の策定が求められております。本市農業委員会も市農林水産課と協力して、これら策定に取り組む必要がございます。計画策定には地域の農業者の協力が不可欠ですので、皆様方のご協力をどうぞよろしくお願ひ申し上げまして、新年の挨拶と致します。

それでは、議事に入っていきたいと思ひます。

なお、本日提案致します案件については、事前に各地区で現地確認し、調査していただいていると思ひますので、よろしくお願ひを致します。

さて、本日の出席は17名中16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名委員の決定ですが、私のほうから指名致します。それでは、14番 長田委員さん、15番 細川委員さん、よろしくお願ひ致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告。事務局より報告をお願ひ致します。

事務局

別紙A4の資料1ページ、農地法第18条第6項に基づく通知についてをご覧ください。これは賃借権を中途解約するもので、1件受理しています。

報告第1号、貸人、●●●●●●●●、●●●●●●様、借人、●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番●他1筆です。解約理由は借り手の変更のためです。

続きまして、別紙A4の資料2ページの使用貸借終了農地返還通知をご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するもので、2件受理しています。

報告第1号、貸人、●●●●●●●●●●、●●●●●●様、借人、●●●●●●●●



申請地は、さぬき市●●、●●●●の北約430mに位置しております。譲受人は申請地周辺にも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行っております。

会長提出議案第4号について、ご説明させていただきます。地区番号4、受付年月日、令和5年12月26日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積288㎡のうち34.1㎡に地役権を設定する申請です。資料と致しましては4ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南西約770mに位置しております。申請地は先月分家住宅として転用申請があった土地の北側に隣接する農地です。農地の一部に排水管が埋設されているため、このたび地役権を設定するため申請がありました。

会長提出議案第5号について、ご説明させていただきます。地区番号4、受付年月日、令和5年12月26日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積380㎡。譲渡人の申請事由、農業廃止、譲受人の申請事由は、現在経営する農地がないため新規就農としています。経営面積0㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては5ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●の南約650mに位置しております。譲受人は申請地に隣接する宅地にお住まいで、申請地においては野菜を耕作する計画です。

会長提出議案第6号について、ご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和5年12月26日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●様持分3分の1、●●●●●様持分3分の1、●●●●●様持分3分の1、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地 ●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積103㎡。譲渡人の申請事由、農業廃止、譲受人の申請事由、経営規模の拡大。経営面積は549㎡、受人従事数は1人です。資料と致しましては6ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●の西約400mに位置しております。譲受人は申請地周辺にも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行っております。

会長提出議案第7号について、ご説明させていただきます。議案書は2ページでございます。地区番号5、受付年月日、令和5年12月26日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●他1筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積合計851㎡。譲渡人の申請事由は生活資金のため、譲受人の申請事由は、現在経営する農地がないため新規就農としています。経営面積は0㎡、受人従事数は1人です。資料と致しましては7ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南約60mに位置して

おります。譲受人は譲渡人の叔父に当たる人物であり、申請地においては野菜を耕作する計画です。

会長提出議案第8号について、ご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和5年12月26日。譲渡人、●●●、●●●様、譲受人、●●●、●●●様。申請地、●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積240㎡。譲渡人の申請事由、相手方の要望、譲受人の申請事由は、現在経営する農地がないため新規就農としています。経営面積は0㎡、受人従事数は2人です。資料と致しましては8ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●の北東約500mに位置しております。譲受人は申請地に隣接する宅地にお住まいで、申請地においては野菜を耕作する計画です。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案につきましては●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区からお願いします。

大塚ノブ子委員

第1号議案についてご報告致します。私たち1月13日に現地確認を行いました。●●さんは●●地区でも熱心な農業者です。この方が買われるようで、現地は大型農機が入るように盛土をして、道路もきちんと造ってありました。まだ田んぼのほうは小さな草が生えておりましたが、これから保全管理することと思います。私たちはよいのではないかと判断しました。よろしくご審議をお願い致します。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員

2号議案、3号議案、4号議案、一括して昨日全員で見てまいりました。別段問題あるようなことは見当たりませんので、よろしくお願いします。

議長（会長）

続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

長田禎二委員

第6号議案ですけど、14日の日に現地確認をして、資料どおり間違いなことを確認しました。

細川和美委員

7号、8号ですけども、同じく14日の日に現地確認致しました。事務局に聞いていました、叔父に当たるということで、野菜を作られるということですので問題ないかなと思います。

また、8号議案のほう、これについても隣接に住む方で、野菜を作るという新規就農ですけども、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第8号につきまして質疑等がありましたら、ご発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） ないようでしたら、それでは、議案第1号から第8号につきましてお諮りします。議案第1号から第8号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号から第8号を原案のとおり認めることと致します。  
日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第9号から第13号を議題とし、一括上程致します。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、非農地証明願についてご説明致します。議案書の3ページをご覧ください。今回の非農地証明案件は5件ございます。対象農地は6筆で、地積が3,240.3㎡です。  
それでは、個別案件についてご説明させていただきます。  
会長提出議案第9号、地区番号1、受付年月日、令和5年12月26日。  
申請人、●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番です。  
台帳地目畑、現況地目原野、地積1,261㎡です。申請理由は、平成12年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し、原野化したためです。お手元の資料の9ページ、10ページをご覧ください。  
概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●●●●から南西約1,200mに位置しております。平成29年に相続により申請地を取得しています。申請地は平成12年頃まで申請者の父が耕作していましたが、高齢のため耕作ができなくなり耕作放棄となり、申請者も市外在住であり、耕作放棄がそのまま継続し原野化したものです。  
位置図は資料9ページ、現況写真は資料10ページ右側になるのでご確認ください。  
会長提出議案第10号、地区番号3、受付年月日、令和5年12月26日。  
申請人、●●●●●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●です。  
台帳地目畑、現況地目雑種地、地積47㎡です。申請理由は、狭小農地で耕作不能な状態であるためです。お手元の資料11ページ、12ページをご覧ください。  
概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●●●●から南約620mに位置しております。平成24年に相続により申請地を取得しております。申請地は昭和59年の土地改良事業の残地であり、狭小農地であるため耕作不能な状態となっております。位置図は資料11ページ、現況写真は資料12ページ右側になるのでご確認ください。



員 木がもうちょっと大きくなりよるかいいうようになっていきますので、よろしいんじゃないですかと思います。よろしくをお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

大塚ノブ子委員 議案第10号についてご報告致します。私たち1月13日に現地確認を行いました。写真ご覧になったら分かりますように、使い勝手の悪い形の土地でした。でも、草の管理はされているのか、小さな草が生えておりました。私たちこれは狭い土地だから仕方ないだろうという判断を致しました。よろしくご審議いただきたいと思います。

第11号について、これも1月13日に現地確認を行いました。これは道路のすぐ右上にあった畑だったので、今は写真を見ても分かりますように、立派な山になっております。雑木もたくさん生えて大きくなって、入るに入れないような状態です。これも致し方ないのではないかと私たち判断致しました。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員 12号、先ほど事務局から説明したとおりです。別段問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

細川和美委員 13号議案ですが、14日の日に現地確認を行いました。農業倉庫ということで使用していますが、面積が小さいので、現状田のままでもいけるんですが、今回地目変更ということで申請されましたので、全く問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第9号から第13号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第9号から第13号につきましてお諮りします。議案第9号から第13号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第9号から第13号を原案のとおり認めることと致します。

日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第14号、第15号を議題とし、一括上程致します。

事務局

それでは、事務局の説明をお願いします。

今月の4条の案件は2件ございまして、面積にして304㎡、2筆です。それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書4ページからでございます。

会長提出議案第14号、地区番号2、受付年月日、令和5年12月26日。申請人、●●●●●●●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目宅地、地積68㎡。転用目的、宅地拡張、建築面積235.41㎡。工事着完予定年月日、昭和48年2月1日から昭和48年8月1日。農地区分、第2種農地。無断転用是正の案件です。資料と致しましては19から20ページで、位置図を19ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●の北東約60mに位置し、隣接については、田、宅地及び道路、水路に接しております。このたび既に宅地として利用している申請地の無断転用が発覚し、是正するため転用に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。なお、始末書も添付され反省の念を示していることから、許可も止むを得ないと考えております。

続きまして、会長提出議案第15号、地区番号3、受付年月日、令和5年12月26日。申請人、●●●●●●、●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目雑種地、地積合計236㎡。転用目的、農業用倉庫、建築面積91.26㎡。工事着完予定年月日、昭和44年1月1日から昭和53年12月31日。農地区分、第3種農地、用途区分、第一種住居地域。無断転用是正の案件です。資料と致しましては21から22ページで、位置図を21ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●の南約170mに位置し、隣接については、田及び道路に接しております。このたび既に農業用倉庫として利用している申請地の無断転用が発覚し、是正するため転用に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。なお、始末書も添付され反省の念を示していることから、許可も止むを得ないと考えております。

以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●地区からお願いします。

松岡浩二委員

第14号ですが、1月16日に現地確認を行いました。先ほど事務局が話したとおり無断転用の是正ですので、現地確認を行って、問題ないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

林 文夫委員 第15号ですが、14日の日曜に推進委員さんと一緒に確認しに行きました。無断転用ですけれども、確かに古い倉庫になっておりまして、もう止むを得ないということでした承します。よろしくお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第14号、第15号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第14号、第15号につきましてお諮りします。議案第14号、第15号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第14号、第15号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第5 農地法第5条に基づく承継を伴う事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第16号を議題とし、上程致します。

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局 今月の5条の承継を伴う事業計画変更の案件は1件ございまして、面積にして512㎡の1筆です。

それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書は5ページからでございます。

会長提出議案第16号と会長提出議案19号の5条申請には関連がありますので、併せてご説明します。

会長提出議案第16号、地区番号5、受付年月日、令和5年12月26日。前譲受人、●●●●●●●●、●●●●様、承継者、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番、台帳地目田、現況地目雑種地、地積512㎡。変更前、変更後の転用目的、非農家の自己住宅。権利は所有権移転売買、農地区分、第2種農地。旧許可日は平成8年4月30日です。

続いて、会長提出議案19号についてご説明致しますので、議案書は6ページをお開きください。なお、会長提出議案第16号と重複する部分については割愛させていただきます。

会長提出議案19号、譲渡人、●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●様。転用目的は非農家の自己住宅。工事着完予定年月日は令和6年3月3日から令和6年8月30日。資料と致しましては23から25ページで、位置図を23ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●の南西約390

mに位置し、隣接については、田、宅地及び道路に接しております。

申請地については、平成8年4月30日付で非農家の自己住宅として転用許可を受け、造成工事をしておりましたが、建物を建築する前に計画が中断されてしまいました。譲受人は現在借家にお住まいですが、家族が増え手狭になったため、新居の建築に適した土地を探しており、譲渡人、譲受人両者の意向が合致し、承継を伴う事業計画変更申請及び転用申請に至りました。

なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。  
以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いします。

長田禎二委員 14日の日に現地確認しました。16号案件は申請どおりだと理解しております。よろしくお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第16号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第16号につきましてお諮りします。議案第16号について、異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第16号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第6 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第17号から第19号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事務局 今月の5条の案件は3件ございまして、面積にして1,288㎡、3筆です。

それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書6ページでございます。

会長提出議案第17号、地区番号3、受付年月日、令和5年12月26日。譲渡人、●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積123㎡。転用目的、進入路及び農作業所用地、工事着完予定年月日、令和6年3月1日から令和6年5月31日。権利、所有権移転売買、農地区分、第3種農地、用途区分、第一種住居地域。資料と致しましては26から27ページで、位

位置図を26ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北東約520mに位置し、隣接については、田及び道路に接しております。申請地に隣接する譲受人の農地へ進入する際、既存の農道の幅員が狭く危険であるため、進入路の拡幅及び農作業所、車両の転回スペース確保のため転用申請に至りました。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

会長提出議案第18号、地区番号5、受付年月日、令和5年12月26日。譲渡人、●●●●、●●●●●●様、譲受人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに田、地積653㎡。転用目的、露天重機及び車両置場、工事着完予定年月日、令和6年3月1日から令和7年2月28日。権利は所有権移転売買、農地区分は第1種農地です。資料と致しましては28から29ページで、位置図を28ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●の南西約620mに位置し、隣接については、田、雑種地及び道路、水路に接しております。譲受人は廃棄物処理業を営む法人の代表取締役であり、申請地の南側に隣接する雑種地を産業廃棄物の中間処理施設として利用しています。このたび、この産業廃棄物の中間処理施設の利便性向上のため譲受人が申請地を取得し、自らが営む法人へ露天重機及び車両置場として貸付けするため申請に至りました。申請地は第1種農地であります。申請内容が既存施設の拡張に当たり、拡張する面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものであることから、不許可の例外に該当します。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

会長提出議案第19号につきましては、先ほど会長提出議案第16号の承継を伴う事業計画変更申請と併せてご説明させていただいた非農家の自己住宅への転用の案件ですので、割愛させていただきます。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●●●地区からお願いします。

林 文夫委員 第17号ですけれども、この日曜日、委員と推進委員と共に行きまして、この話合いができて、田んぼが張りやすくなっていいなと眺めておりましたので、よろしくをお願いします。

議長（会長） 続いて、●●●●地区代表委員から報告をお願いします。

長田禎二委員 第18号、19号、一緒に説明します。14日の日に現地確認して、申請のとおり間違いのないことを確認しましたので、よろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第17号から第19号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案17号から第19号につきましてお諮りします。議案第17号から第19号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第17号から第19号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第7 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第20号を上程致します。

なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の18番から21番が●●委員、26番から29番、71番が●、30番から36番が●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、別審議と致します。では、事務局から説明を求めます。

事務局

会長提出議案第20号についてご説明致します。

農地の貸し借りについての説明で、議案書7ページから9ページとなります。

個人4件、法人1件、中間管理機構22件の合計27件となっております。27件のうち新規24件、再設定3件となっております。27件のうち賃借権4件、使用貸借権23件となっております。

賃借権の内訳としまして、90,199円1件、4,000円1件、2,047円1件、物納1件となっております。

期間は、15年1件、10年5件、6年16件、5年1件、3年3件、2年1件となっております。

続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さん案件を除いた57件についてご説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人24件、法人33件となっております。設定する権利等の種類は、使用貸借権57件となっております。期間は、15年1件、10年12件、6年43件、3年1件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付けとなっております。

以上です。

議長（会長）

説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等ある場合は整理番号等を指定の上、ご発言ください。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の18番から21番、26番から36番、71番を除く議案第20号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の1番から21番、26番から36番、71番を除く議案第20号について原案のとおり認めることと致します。

続きます、農地中間管理事業対象農用地等総括表で、●●委員の関係議案である18番から21番、●の関係議案である26番から29番、71番、●●委員の関係議案である30番から36番の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願い致します。

松岡浩二委員 すみません。私の対象になっている●●●●●さんの案件ですけど、これ新規なんです、更新じゃなくて。更新のほうに丸がついているので。

議長（会長） 何番。

松岡浩二委員 18から21の右のほうで、契約状況。

議長（会長） 新規になるん。

松岡浩二委員 はい、新規です。

議長（会長） 更新に丸が入ると、それ新規言よる。ほな、それを変えたらいいですね。

松岡浩二委員 はい。

(●●委員、●●委員、●●委員 退席)

議長(会長職務代理) それでは、●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めました。では、事務局からの説明をお願いします。

事務局 農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さん案件は16件で、賃借権7件、使用貸借権9件となっております。期間は10年4件、6年12件となっております。利用内容については、水稻、麦、飼料用米の作付となっております。

	以上です。
議長(会長職務代理) 全委員	説明が終了しました。質疑等ありませんか。 「質疑なし」との声あり。
議長(会長職務代理) 全委員	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。 「異議なし」との声あり。
議長(会長職務代理)	では、原案のとおり承認致します。 退席されている●●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。  (●●委員、●●委員、●●委員 着席)
議長(会長)	本日上程の議案については以上ですが、日程第8 その他で、何かございませんか。 どうぞ。
十川隆行委員	私、今回これ初めて地役権というのが出てきたんです。これについてちょっと。用水のパイプとの、パイプ、各、入れとるわね、あれ田んぼに。あれとの関連はどなんなるんですか。
事務局	用水のパイプ。
十川隆行委員	うん。用水のパイプをずっとほら、田んぼを越えて入れとる。
事務局	基盤整備のパイプラインみたいな。
十川隆行委員	そうそう、パイプライン。あれは地役権、関係は。
事務局	あれは要は水路の位置づけなので、地役権には該当、入れるところにもよるんですけど、一般の場合は関係してないんです。 今回出とる3条の地役権は、宅地の排水管を埋設しとるんで、用水の関係じゃないので、排水管についての埋設ということで地役権が必要になつとるいうことで出てきた案件です。
十川隆行委員	用水はあれか、違う案件か。なるほどね。 これって何か登記か何か入るんですか。これを認めたいけんいうて何か。
事務局	入れることはできるんですけど、大概はしてないと思います、多分。

議長（会長）　ほんなけん、後からもめた場合に、こういう許可をもらうとりますというよう  
なので。

ほかにございませんか。

どうぞ。

池田幸嗣委員　今、●●の農業委員さんが1人欠員になったままなんですけど、これからどう  
なるんでしょうか。

事務局　補充するには、募集の手続をして、その後、議会の同意を得て、それから市長  
が任命するということになっています。募集まではできていますが、任命までには  
はまだ時間がかかります。

議長（会長）　議会の関係ですか。

事務局　そうです。

議長（会長）　ほかにございませんか。

農地集積専門員から何かございましたら。

農地中間管理  
機構　　ございません。

議長（会長）　以上をもちまして、令和6年1月農業委員会定例会を閉会と致します。慎  
重なるご審議を頂き、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

（ 2時20分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく承継を伴う事業計画変更の申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・・・・・15名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 14番

署名委員 15番